

議案第61号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中「消化器外科」の次に「，小児外科」を加え，同表県立大島病院の項中「神経内科，外科」を「脳神経内科，人工透析内科，外科，呼吸器外科」に改め，「耳鼻咽喉科」の次に「，リハビリテーション科」を加え，同表県立北薩病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に，「150床」を「110床」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。ただし，第3条第2項の表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項の改正規定，同表県立大島病院の項の改正規定及び同表県立北薩病院の項の改正規定（「神経内科」を「脳神経内科」に改める部分に限る。）は，公布の日から施行する。

（提案理由）

県立北薩病院の病床数の見直し等に伴い，所要の改正をしようとするものである。